

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主、お客様、取引先、地域社会、従業員等、社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期に亘る安定した企業価値の向上を図るとの見地から、コーポレート・ガバナンスを経営上の最も重要な課題と捉え、その取り組みを積極的に進め、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則4-3 代表取締役(CEO)の解任手続

当社では、代表取締役(CEO)を解任するための解任要件は特に定めておりません。

万一、代表取締役(CEO)が法令・定款等に違反し、企業価値および信頼を著しく毀損させた場合等客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分に審議を尽くした上で決議いたします。

補充原則4-8 筆頭独立社外取締役

当社は筆頭独立社外取締役を選任しておりません。

当社の企業規模、取締役会の構成等を踏まえると、経営陣との連絡や監査役会との連携を図る目的で筆頭独立社外取締役を選任することは、かえって機動的な連携を阻害するおそれがあると判断しております。経営陣との連絡・調整、監査役会との連携については、取締役会事務局・監査役会事務局が適切にサポートする体制といたします。

補充原則4-11 取締役会の実効性評価

取締役会の実効性評価については、具体的な枠組みや評価手法を含め、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4 政策保有株式

政策保有株式については、取引の維持・強化等保有目的の合理性、当該株式の計上額が連結貸借対照表に占める割合が過大ではないこと等を考慮して保有することとしております。

個別の政策保有株式の保有の合理性については毎年取締役会にて検証を行い、保有の妥当性が認められない銘柄については、適宜売却を進めております。

2019年3月末時点で8銘柄1億15百万円保有しておりましたが、2020年3月末時点では6銘柄91百万円まで縮減を進めました。

政策保有株式の議決権行使については、当該企業の企業価値向上に資するものであるか否か、また、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かを総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社は、取締役との間で重要な取引を行う場合は、取締役会の承認を要する旨、取締役会規則に定めております。

取締役による利益相反取引を把握するべく、当社取締役及びその近親者(二親等内)と当社との間の取引の有無を毎年定期的に取り締め各々に確認しております。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は確定給付型企業年金に加入しており、その運用状況に関しては総務部がモニタリングを実施しております。企業年金運用会社に委託しているため、企業年金の受益者と会社との間に利益相反が生じることはありません。

また、従業員の資産形成のために企業型確定拠出年金(DC)制度を導入しております。運用機関・運用商品の選定に関して従業員に対し説明会を実施しております。

原則3-1 情報開示の充実

()当社は、経営理念等をホームページ上に公開しております。

<https://www.yonex.co.jp/company/about/principle/>

また、中期経営計画をホームページ上に公開しております。

<https://www.yonex.co.jp/company/ir/material/>

< 中期経営計画 >

2018年5月に策定し、目標数値を2019年5月に修正しておりました2021年3月期を最終年度とする中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により数値目標を取り下げることと致しました。

なお、中期経営計画で掲げる5つの基本方針については、中長期的な会社の方針として継続して取り組んでまいります。

【基本方針】

顧客の感動を呼ぶ質の高いものづくりの追求

生産性・品質向上と産学連携による研究開発の促進

グローバルマーケティングの推進によるヨネックスブランドの訴求

世界販売網の拡大とサプライチェーンマネジメントの強化

権限委譲の推進による意思決定のスピード化と人財の育成

- ()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「 .1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。
- ()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、本報告書「 .1.機関構成・組織運営等に係る事項の〔取締役報酬関係〕「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照下さい。
- ()取締役候補の指名にあたっては、多様性・専門性の高い業務経験を有し、当社の経営理念を体現し、経営全般を適切に監督できる知見を有していること等を踏まえて、代表取締役が取締役候補者の原案を作成し、取締役会で審議の上、候補者を決定し、株主総会に付議しております。監査役候補については、会社が推薦する候補者を監査役会において審議し、監査役会の同意を得たうえで株主総会に付議しております。
- なお、社外役員の候補者選任にあたっては、当社独自の「社外役員独立性判断基準」を策定しており、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
- 経営陣幹部が当社の企業価値および信頼を著しく毀損させた場合等、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において十分に審議を尽くした上で決議いたします。
- ()個々の指名に関する情報は、当社ホームページに公表しております「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の通りです。
<https://www.yonex.co.jp/company/ir/stock/>

補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、取締役会において決議すべき事項を取締役会規則にて定めております。上記以外の業務執行の決定につきましては、職務権限を各種社内規程により明確に定めております。

原則4 - 9 独立社外取締役の独立性基準及び資質

当社は、ガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を定めております。詳細は、当報告書の「 .1 [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照下さい。

補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、取締役候補者の選任にあたり、多様性・専門性の高い業務経験を有し、当社の経営理念を体現し、経営全般を適切に監督できる知見を有していること等を踏まえて選任しております。

当社の社外取締役は、女性取締役1名、外国籍取締役1名を選任しており、ジェンダーや国際性の面を含む、取締役会の多様性の確保に努めております。

取締役会の規模については、定款で15名以内と定めておりますが、執行役員への権限委譲を前提として、意思決定の迅速化を図るために、現体制の業務執行取締役6名に対し独立社外取締役2名が妥当であると考えております。

補充原則4 - 11 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況

当社の取締役及び監査役の重要な兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書を通じて開示しております。その兼任状況は、取締役及び監査役がその役割・責務を果たすために必要となる時間・労力の点から合理的な範囲にあると考えております。

補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価

上記1.コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

補充原則4 - 14 取締役・監査役へのトレーニング

当社は、取締役や監査役に対するトレーニングとして、外部の有識者を招いて役員研修会を行う等、職務の遂行に必要な知識を習得する機会を設けております。

取締役・監査役は必要に応じて外部のセミナー等を受講することができ、その費用は会社負担としています。

監査役については、日本監査役協会が実施する研修会・講演会への適宜参加に加え、各種セミナーや他業種との意見交換会に積極的に参加し、監査役に求められる知識やスキルを習得しています。

原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主・投資家と建設的な対話を行い、双方の考え方について理解を深めることが重要であると考えております。

株主総会の運営につきましては、株主との重要な対話の機会と捉え、プレゼンテーションを利用して事業内容の理解促進を図り、十分な質疑の時間を取る等の対応を行なっております。

社長直轄のIR部を設置しIR活動を行っております。機関投資家・アナリスト向け説明会や投資家との個別面談を実施し、建設的な対話を推進しております。

IR活動において把握された投資家の意見等については、経営陣幹部や取締役に対して報告・共有されており、企業価値向上を目指した業務運営に活かしております。

情報開示規程、インサイダー取引防止規程等の社内規程により、公平な情報開示、インサイダー情報の管理等について規定し、これを徹底するための社内教育を実施することで健全な対話を推進しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団	6,000,000	6.84
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC(常任代理人 シティバンク エヌ・エイ東京支店)	5,801,400	6.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,387,200	5.00
米山 修一	4,320,000	4.93
公益財団法人新潟県インドアスポーツ振興米山財団	4,000,000	4.56
ヨネックス取引先持株会	3,710,600	4.23
米山 稔	3,486,000	3.98
米山 美恵子	3,470,496	3.96

米山 宏作	2,636,000	3.01
米山 勉	2,549,440	2.91

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

- 上記【大株主の状況】は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しています。
- 上記のほか、自己株式が5,960千株あります。
なお、当該自己株式には「株式給付信託(J-ESOP)」導入において設定した資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式133千株は含まれておりません。
- 2020年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が2020年4月13日現在で商号の変更及び以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。
大量保有者:BNY Mellon・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
保有株券等の数:6,358,000株
株券等保有割合:6.79%
- 上記【大株主の状況】の大株主米山稔氏は2019年11月11日逝去されましたが、2020年3月31日現在において、相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
マイケル モリズミ	その他													
大坪 富貴子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
マイケル モリズミ		独立役員に指定しております。	証券アナリストとして長年に亘り活躍し、経営分析に長けた幅広い識見と豊富な経験を有していることから、グローバル化を急進する当社の経営戦略に活かして頂けると判断し選任しました。
大坪 富貴子		独立役員に指定しております。	国内外の企業において要職を歴任し、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿等他分野における専門的識見を有しており、客観的な立場、視点により当社の経営戦略に活かす意見や指針を示して頂けると判断し選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会								
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	2	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

当社は取締役の報酬に関し独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公正かつ透明性の高い手続きを確保するため報酬諮問委員会を設置しております。報酬諮問委員会は、社外取締役 マイケルモリズミが委員長を務めております。その他構成員は社外取締役 大坪富貴子、代表取締役社長、林田草樹、常務取締役 米山修一の取締役4名で構成しております。報酬諮問委員会では、取締役報酬の構成、水準、内容等の方針について活発に議論を行い、取締役会に対し提言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役による監査と会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)による監査はそれぞれ独立しております。会計監査人は監査役に対し、監査終了後、監査実施の方法とその内容及び監査結果について文書を交付し、説明会を実施しております。また、必要に応じて意見の交換、情報の聴取等を行うことで連携を保っております。

内部監査については、内部監査室が担っており、年間監査計画に基づき定期的を実施されております。監査結果については、社長宛文書による監査報告が行われております。被監査部門に対しては監査結果を踏まえて改善指示を行い、改善活動の結果を改善報告として提出させることにより、内部監査の実効性を担保しております。内部監査実施の計画、その内容及び結果については、内部監査室と監査役による定期的な会議を実施の上情報を共有しており、監査役より改善に向けた提言や指導を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸山 晴彦	税理士													
太田 律子	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸山 晴彦		当社と丸山晴彦氏の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	会計、税務に関する造詣の深さから客観的な監査業務を遂行出来る。
太田 律子		当社と太田律子氏の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。	長年に亘る税務行政を通じて会社経営に関する十分な知識を有しており、客観的な立場で監査業務を遂行出来る。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 当社グループの業務執行者(注1)、または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社の現在の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)、またはその業務執行者
3. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人その他の団体の業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先(直近事業年度の連結売上高の2%以上)の業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする法人その他団体(当該団体の直近事業年度の連結売上高の2%以上)の業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先(注2)の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者であって、当社グループの監査業務を実際に担当(ただし、補助的関与は除く。)していた者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者(当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)
9. 当社グループから多額の寄付(注4)を受けている者(当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
10. 当社グループの業務執行者を役員に選任している法人その他団体の業務執行者
11. 上記2から10のいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
12. 上記1から11までのいずれかに該当する者が重要な者(注5)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

(注1)「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。

(注2)「主要な借入先」とは、直近事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

(注3)「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は年間1,000万円以上、法人その他団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の2%を超えることをいう。

(注4)「多額の寄付」とは、年間1,000万円または当該団体の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えることをいう。

(注5)「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

なお、当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

(1)業績連動賞与

取締役(社外取締役を除く)を対象とする業績連動賞与を導入しております。

業績連動賞与の額については、年度ごとの当社グループの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、目標を達成した場合の基準額を

100%とした場合、その達成度に応じて0%～200%の範囲で変動します。当該指標を選択した理由は、当社は業績連動賞与を単年度の業績評価指標に連動するものとして位置づけており、「連結売上高」を本業の成長性を示す指標、「連結営業利益」を本業の収益性を示す指標としていることによります。

(2) 株式報酬(譲渡制限付株式)

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

社外取締役を除く取締役を対象に、対象取締役の業績達成意欲を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的とした制度です。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、株主総会で決議いただいた金銭報酬債権の総額(年額100百万円以内)及び発行又は処分される普通株式の総数(年100,000株以内)の限度内で、報酬諮問委員会が各取締役の職責に応じた割当数を取締役に答申し、取締役会において決定することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて全取締役の報酬額の総額を開示しております。報酬額の総額には、使用人分給と相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は以下のとおりであります。

< 役員報酬の基本方針 >

- ・経営理念「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」に則した職務の遂行を最大限に促し、ヨネックスグループの持続的な企業価値向上へ向けた健全なインセンティブとして機能させるものとする。
- ・多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬体系を絶えず追求する。

< 報酬水準 >

各役員の役割と職責に相応しい水準であるとともに、外部の客観的なデータ等に基づき、同業種他社及び他業種同規模他社の水準を参考に報酬としての競争力を維持できるような水準を設定しております。

< 報酬体系 >

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、業績連動賞与、株式報酬(譲渡制限付株式)、退職慰労金により構成されております。社外取締役の報酬については、経営に対する独立性・中立性を高めることを目的として基本報酬のみとしております。社外取締役の退職慰労金制度は2019年6月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

< 報酬の決定手続き >

当社の取締役報酬は、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会で決議いただいている取締役報酬額の範囲内(基本報酬を年額200百万円以内、業績連動賞与を年額100百万円以内、譲渡制限付株式報酬を年額100百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない))で、取締役会の決議により決定しております。取締役会における取締役報酬の決定にあたっては、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会の答申内容を尊重することにより、その透明性及び公平性を確保しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは取締役会事務局が行っており、原則月1回行われる取締役会の開催案内や資料の事前配布、事前説明を行っております。また、社外取締役・社外監査役からの求めに応じて、参考資料の作成、提供は適時に行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社法上の機関設計として監査役会設置会社の体制を採用しております。

- ・取締役(8名) 社内取締役6名 / 社外取締役2名、男性7名 / 女性1名 / 外国籍1名
- ・監査役(3名) 社内監査役1名 / 社外監査役2名、男性2名 / 女性1名 / 外国籍0名

< 取締役会 >

取締役会は代表取締役社長が議長を務めております。経営の最高意思決定機関として、2020年3月期は年間12回開催し、法令及び定款に定める事項、その他重要事項について意思決定を行い、取締役及び執行役員業務執行を監督しています。それ以外の意思決定は、代表取締役がこれを行うほか、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会決議により選任される執行役員が、各担当部門の責任者として意思決定と業務執行を担うことで、意思決定の迅速化、経営の効率化を図っております。社外取締役には外国籍1名、女性1名を選任し、多様性の確保に努めていま

す。社外取締役は、当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の客観性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化する役割を担っています。

< 監査役会 >

監査役会は取締役会から独立した独任制の監査機関として、取締役会への出席・意見陳述権、業務・財産の調査権限等取締役を監査する強い権限により実効的な監査を実施しており、経営の健全性を確保しております。また、監査役と会計監査人とは、定期的なミーティングにおいて情報交換を行う等して相互の監査状況の把握に努めています。さらに、監査役は定期的に社長とのミーティングを開催し、意見交換を行なっています。

< 報酬諮問委員会 >

取締役の報酬に関し独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公正かつ透明性の高い手続きを確保するため、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬に係る基本方針や報酬額等について、取締役会の諮問に応じて審議を行い、その結果を取締役に答申します。報酬諮問委員会は、4名の取締役(うち2名は社外取締役)で構成されており、社外取締役が委員長を務めています。

< 内部監査室 >

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室が業務の有効性及び効率性、コンプライアンス、財務報告の信頼性などについて、独立・客観的な評価を実施しております。これらの監査結果は社長に報告され、改善すべき点があれば、被監査部門に対して改善状況の報告を求めています。

< 会計監査人 >

会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、公認会計士の武井雄次氏、佐藤元氏が業務執行社員として、他の公認会計士などの補助者と共に監査業務を行っております。なお、同監査法人ならびにその業務執行社員と当社との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会による経営の監督機能を確保するとともに、監査役会による経営チェック機能を活用するため、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しております。

幅広い経験と深い知見を有する独立社外取締役2名が独立した立場で業務執行取締役を牽制し、取締役会の監督機能の強化を図っております。

当社の監査役は、当社内部監査室長を務め当社の内部統制に精通した常勤の社内監査役1名及び会計・税務等の専門知識を有する社外監査役2名で構成されており、専門的知見から適法性監査や経営全般に関する客観的視点での監査を行っております。

社外取締役及び社外監査役が取締役会をはじめとする会社の重要な意思決定過程への参加及び監査の実施を通じて、中立的な経営監視機能が十分に期待できることから現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主の方々のご出席の促進を図るため、一般的に予想される集中日を避けて株主総会を開催することとしております。 第63回定時株主総会は2020年6月23日に開催しました。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類については、英訳版を作成し、当社ホームページ及びTDnetに掲載しております。
その他	招集通知発送日前に当社ホームページ上で招集通知を開示し、株主の議決権の行使に十分な検討期間を確保していただけるようにしています。 株主総会では報告事項の説明にプレゼンテーションを利用するなど、株主にとってより分かりやすい発信になるよう努めています。また、決議の結果等を当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示ポリシーを定め、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・アナリスト向け説明会を年間2回(第2四半期及び通期決算発表後)に実施し、社長あるいは常務取締役が説明者となります。説明会資料は英訳版も含めて同日に当社IRサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイトに以下の資料を適時に公開しております。 ・決算短信 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・決算説明資料(四半期決算毎) ・株主通信 ・株主総会資料(招集通知/決議通知) ・適時開示書類等 また英語サイトにおいて、主要な資料(決算短信要約版、決算説明資料、招集通知要約版)について開示を行っております。 < IR情報ページ > 日本語サイトURL: https://www.yonex.co.jp/company/ir/ 英語サイトURL: https://www.yonex.co.jp/company/en/ir/material/	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄のIR部を設置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では全役員、社員に日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定めたヨネックス(株)企業行動規範のなかで各ステークホルダーに対する行動指針を明文化し、浸透を図っています。また、世界的に掲げられている社会の持続性(サステナビリティ)を巡る課題への対応を推進すべく、ヨネックスサステナビリティ方針を策定し、すべてのステークホルダーとの協働に対しても明記し公開しています。 当社を支えるお客様、お取引先、従業員、地域社会、株主・投資家に、将来世代を加えた6つのステークホルダーとのかかわりを大切に、今後も当社の事業活動を通じてすべてのステークホルダーの方々との対話を深めて持続可能な社会の発展に資する企業を目指します。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、企業としてあるべき姿を明確にしたヨネックスのサステナビリティ方針を定め、製品やサービスの提供による新たな価値の創造を通じて、ESGの観点からも社会課題の解決に向けて活動しています。

環境への取り組みについては、2001年に生産拠点である新潟工場で、環境管理システム国際規格「ISO 14001」の登録認証を受けております。また、全社的に環境方針を掲げ、環境に関する法規則や合意した協定などを遵守し、環境負荷の少ない製品の開発、省エネルギー、省資源、リサイクル推進による廃棄物の削減、環境に配慮した原材料や物品の購入に取り組んでいます。製品の開発、製造からお客様の使用、廃棄までの全ての過程における企業活動において、継続的な環境保全活動を推進しています。

また社会とのかかわりにおいても、スポーツ用品メーカーとして、競技の普及・発展に努めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化、多様性の尊重や、健全で豊かな人間形成に貢献できるよう活動を行っています。

その他、サステナビリティ方針やサステナビリティに関する具体的な取り組みについては、当社ホームページに公開しております。

URL: <https://www.yonex.co.jp/company/esg/>

その他

【ダイバーシティ推進】

当社は「社員は宝(財産)」であるという意味を込め、「人財」という言葉を用い、人財の採用、育成に努めています。女性活躍の推進やグローバル人財の採用等、ダイバーシティに富んだ組織づくりへの取り組みを進め、成長の原動力とするとともに、性別、年齢、国籍、人種、障がいの有無等を問わず、社員一人一人が持てる力を最大限に発揮できる環境の整備に取り組んでいます。

女性の活躍推進

女性積極採用

・単体の採用者に占める女性比率は新入社員31.6%、中途社員57.1%(2019年度実績)

女性活躍推進に向けた研修

- ・女性活躍をテーマにしたワークショップを実施し、意識改革を進める
- ・社内外からロールモデルを招き、講演会を実施
- ・女性役職者に特化した研修を実施し、さらなる活躍をサポート
- ・女性社員と人財開発部とのミーティングを実施し、現状の課題等の情報収集及び解決に向けた対策立案

仕事と育児両立へのサポート

- ・短時間勤務制度など、子育てしながら働くことが出来る環境を整備
- ・企業内保育所の共同利用で復職をサポート
- ・育児休業中の社員への、休業中の会社の状況等についての情報提供
- ・育児休業復職者へのフォロー面談を実施
- ・育児休業を経験した社員と情報交換をし、働きやすい環境への取り組みを実施

女性役職者への登用推進

- ・取締役に占める女性の割合は12.5%(1名)、執行役員に占める女性の割合は15.4%(2名)
- ・単体の管理職(課長以上)に占める女性の割合は2020年6月現在15.0%(26名)
- ・2021年3月までに単体の管理職(課長以上)に占める女性比率30%を目指す

【健康への取り組みについて】

人々と社会の健康に貢献していくスポーツ用品メーカーとして、従業員の健康管理は重要な経営課題として捉えています。主な取り組みとして、社内全面禁煙や、健康診断の実施、産業医、産業看護職との連携強化、メンタルヘルスへのサポートも行っております。また、健康増進のため、社員同士の親睦を図りながらスポーツ活動を推進しています。この取り組みが評価され、スポーツ庁から「スポーツエールカンパニー」、東京都から「東京都スポーツ推進企業」として、認定されました(いずれも令和元年度認定)。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、法令・定款及び当社の社是に基づく「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人に周知している。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動における法令遵守に努める。
内部監査室は、法務室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告される。
監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」(ヘルプライン)に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けることがないことを確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令・社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書(電磁的媒体を含む)に記録し、保存、管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、職務執行を効率的に行うために、執行役員を任命するとともに権限委譲を行い、経営の意思決定の迅速化並びに業務執行機能強化、業務執行責任の明確化により、機動的・戦略的な経営体制を構築する。
取締役会は、ヨネックスグループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を定め、執行役員は、取締役会で定めた中期経営計画及び年度計画に基づき、効率的な職務執行を行う。
取締役及び執行役員職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
執行役員及び他の使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に行う。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理について、「リスク管理規程」に基づく「リスク管理委員会」を設置し、当社の持つリスクを洗い出し、そのリスクへの対応を審議する。特に、情報セキュリティについては、「情報セキュリティ委員会」を設置し、ITシステムに関するリスクと統制について対応を図る。また、大規模災害の発生に備え、BCP(事業継続計画)を策定し、リスク対策本部の一元管理により、中核事業の役目を迅速に行える体制を整える。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部監査室は、当社及び子会社に対し内部監査を行い、必要な改善を促すとともに、取締役及び監査役に報告を行う。
また、財務報告の適正性を確保するため、当社及び子会社における財務報告に係る内部統制システムの整備、運用状況の定期的・継続的評価、維持向上を図る。
監査役会は、必要に応じ、当社事業部門及び子会社に対し往査を実施し、内部監査室との連携により問題の共有化を図るとともに、内部監査室に対し改善に向けた提言や指導を行う。
- (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社が当社へ事前協議・報告する事項を定め、適切に管理する。
- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスク管理規程」に基づき、グループの各社ごとに法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、当社法務室はこれらを横断的に推進し、管理する。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社が適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの中期経営計画とこれに基づく年度計画を策定する。また、当社の「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する管理・指導・調整等を行う。
- (ニ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社共用の「企業倫理改善提案制度」(ヘルプライン)に基づき、法令・定款その他社内ルールに対する違反事実やそのおそれのある行為等を早期に発見し、是正する。なお、通報者に対しては不利益な取扱いを受けることがないことを確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
監査役職務を補助すべき使用人は、内部監査室に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じ同使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
監査役より監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関しては取締役の指揮命令を受けないこととし、その人事に関しては、監査役の同意を得る。
- (7) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会などの重要会議への出席及び経営者との情報交換等を通じて、会社経営全般の状況把握を行い、また、会計監査人との協議を適宜行う。
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
取締役は、取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為、コンプライアンス上の問題、重要な情報開示事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、「企業倫理改善提案制度」による重要な通報事項について、その内容をすみやかに取締役会、監査役会に報告する。
監査役は、各子会社からの月次報告等の書類の閲覧や往査等を通じ各子会社からの報告を受ける。
当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に対して職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (8) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役職務の執行上必要と認める費用の前払又は償還について、監査役の請求等に従い処理をする。
監査役は取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、反社会勢力に対しては、企業としての社会的責任を果たすため、毅然とした態度で臨むことを基本としております。
また、取引先との継続的取引の契約書には、反社会的勢力との関係を排除する条項を定めております。

【反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況】

反社会的勢力からの接触や不当請求があった場合は直ちに警察等に情報を提供するとともに、弁護士等を含む外部機関と連携して組織的に対処してまいります。役職員に対しては「ヨネックス(株)企業行動規範」に明文化された反社会勢力との関係遮断について恒常的に周知徹底を図るとともに、企業として「警察庁管内特殊暴力対策連合」や「管轄警察特殊暴力防止対策協議会」等の公的組織に加盟し、積極的に情報収集を行い、対策を講じてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【リスク管理体制の概要】

当社は、「リスク管理規程」に基づき社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しており、事業所毎に任命したリスク管理担当責任者を中心に、全社員へのリスク管理方針の徹底、リスク発生の予防、リスクに対する迅速な対応の推進等を目的とした組織的管理体制を構築しております。万が一重要なリスクが発生した場合には、本部長の社長の下に担当取締役等の委員、法律をはじめとする専門家による外部委員を招聘する「リスク対策本部」を設置し、情報の集中管理、対策の決定とその実施を指揮し、全社一丸となってリスク対策を実施する体制を整備しております。

リスク管理において重要な位置を占めるコンプライアンスに関しては、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」のもと、当社のコンプライアンスを推進するとともに、社員からの提案、内部通報等は、「企業倫理改善提案規程」に従って迅速に対応する管理体制を整備しております。さらに社員が、直接社外の顧問弁護士に通報、相談ができる「ヘルプライン」の仕組みを整備し、コンプライアンス機能を担保する体制としております。なお、内部監査室は、内部監査の手続きにおいて入手し得るコンプライアンス情報を「コンプライアンス委員会」に報告することにより、連携を図っております。

さらに、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティポリシー」「情報セキュリティ方針」を定め、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、重要性を全社に通達し、周知徹底を図っております。また、個人情報に関しては、「個人情報保護規程」を定め、社内管理体制の整備と漏洩防止に努めております。

【適時開示体制の概要】

当社は、適時適切な企業情報を開示する事が健全な証券市場の根幹をなす事を認識し、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に、当社に対する理解を深めていただき、より適正な投資判断が可能となるために有用と考える企業情報については、関連法令を遵守し可能な範囲で公正・タイムリーに、また積極的に開示する事を基本方針とした「ヨネックス情報開示ポリシー」を定め、これを有効に実施するための社内体制を整備し運用しております。

当社の適時開示の社内体制としては、情報取扱責任者である常務取締役・総務本部長に情報を集約し、社長決裁もしくは重要な件については取締役会決議を経て、開示すべき情報の内容・種類により予め定める情報開示担当部門より情報の開示を行っております。

